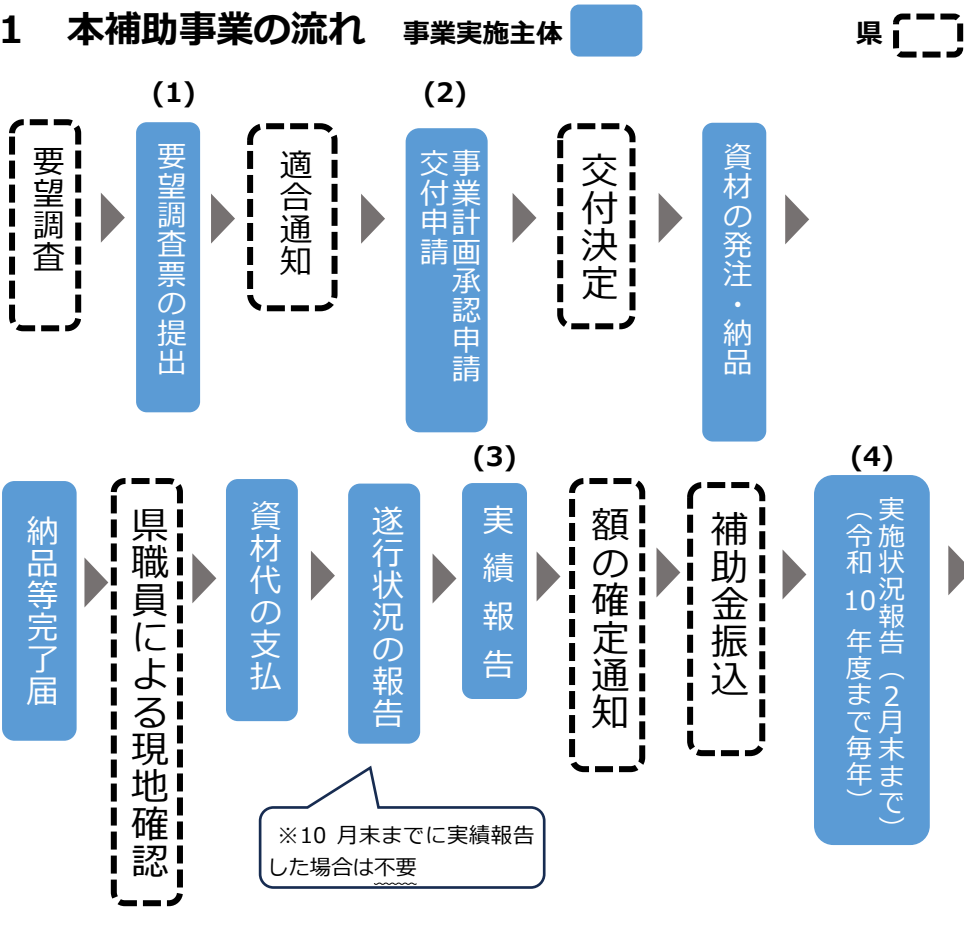


令和 8 年度園芸産地高温対策事業の流れについて



<添付書類>

(1) 要望調査時

見積書（1 者）、資材のカatalog（※一覧にない場合）

(2) 事業計画承認申請及び交付申請時

書類の種類	補足
・認定農業者又は認定新規就農者の認定証写し 又は法人・団体の定款及び構成員名簿	
・みどり認定の通知書の写し	必要な場合
・耕作証明書の写し	
・導入施設の位置図、設置図	
・見積書	3 者、有効期限の記載されたもの
・強靱化ハウスが分かる書類・写真又は施設園芸共済証券の写し又は民間保険証書の写し	
・直近 3 年程度の収量・品質の証拠書類	
・既設資材・装置の分かる写真	既設資材・装置で導入技術とする場合

・導入機器の理由書	遮光率が 50%以上の遮光・遮熱資材を導入する場合
・補助金受領口座の写し	
・その他、知事が必要と認める書類	

(3) 実績報告

書類の種類	補足
・実績写真集	納入物品の写真
・契約書又は発注書	
・見積書	交付申請時に、有効期限が切れていた場合
・納品書	
・請求書	
・領収書又は支出が分かる書類	振込依頼書の写し等
・みどり認定通知書の写し	申請時に未提出の場合
・財産管理台帳の写し	取得単価が 50 万円以上の資材を導入した場合
・補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付した書類のうち、変更があったもの	
その他、知事が必要と認める書類	

(4) 実施状況報告

- ・収量や品質の実績が分かる書類

(5) 消費税課税区分の書類

- ・補助金については、基本は税抜金額での申請となるが、仕入消費税控除税が発生しない「免税事業者」と「簡易課税の届出を出している課税事業者」は税込金額で申請することもできる。
ただし、その場合は、以下の書類を県に提出する必要がある。
- ・免税事業者：前々年（R6 年）の所得税確定申告書の写し 又は、開業届等の写し
- ・簡易課税事業者：（来年 3 月に申告する）R8 年における消費税の確定申告書（簡易課税用）の写し （※所得税の申告書ではありません）

○ 注意点

- ・交付決定後に発注をする。
- ・要望調査時には見積は 1 者、計画承認申請及び交付申請時には見積は 3 者必要。
- ・要望調査後に、値上がりした場合は、値上がりした金額で事業計画承認及び交付申請することができる。また、交付決定後に価格の変更があった場合は、発注（着手）前に県へ相談の上、変更申請手続きをすることができる。ただし、いずれの場合も補助率 1/3 以内、上限 200 万円は変わらない。
- ・交付決定後に、概算払い請求（補助金額の 90%まで）をすることもできる。